

『社労士条文順肢別過去問〔平成20年版〕』法改正追録 (H20. 07. 01)

本書が発行されてから試験に関する法律適応日までに改正された法律に基づき、下記のように訂正を致します。また、誤植につきましては正誤表として掲載しております。お詫びして訂正いたします。

	対応ページ
<p><b><u>労働基準法</u></b></p> <p>1) <u>有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準</u> (平 20. 1. 23 厚労告 12 号)          使用者は、有期労働契約（当該契約を <b>3 回以上更新し、又は雇入れの日から起算して 1 年を超えて継続勤務している者に係るもの</b>に限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。次条 2 項において同じ）を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約の<b>期間の満了する日の 30 日前</b>までに、その予告をしなければならない。</p> <p>2) <u>解雇</u> (労基法第 18 条の 2) を削除した。          法 18 条の 2 の規定は、平成 20 年 3 月 1 日より<b>削除</b>された。</p> <p>3) <u>就業規則の効力</u> (労基法第 93 条)          (労働契約との関係)『就業規則の効力』 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は就業規則で定める基準による。改正後は、労働契約法に移行した。労働契約と就業規則の関係については、労働契約法第 12 条（就業規則違反の労働契約）の定めるところによる。          ＊この規定は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p><b><u>労働者安全衛生法</u></b></p> <p>1) <u>石綿取扱従事者に対する健康管理手帳の交付</u> (H19. 8. 31 厚生労働省令第 108 号)  <b>健康管理手帳を交付</b>する対象者で、石綿を製造し又は取扱い業務に従事する者を追加した。また、交付要件は厚生労働大臣が定める要件に該当する者となる。</p> <p>2) <u>健康診断の検査項目の追加</u> (安衛則 43 条、44 条)          雇入時健康診断及び定期健康診断の検査項目に、「<b>腹囲の検査</b>」(40 歳未満の者 (35 歳の者を除く)、妊娠中の女性等を除く。)及び血中脂質検査のうち、血清総コレステロール検査の代わりに「<b>LDLコレステロール検査</b>」が追加された。</p> <p>3) <u>面接指導</u> (安衛法 66 条の 8)          常時 50 人未満の労働者を使用する事業場でも、面接指導等の規定を適用することとした。これにより、労働者を使用する「<b>す</b></p>	<p>P 12, 13 4          P 500 問 6 D 肢</p> <p>P 18, 19 1 及びポイント          トは労働契約法に移行された。</p> <p>P 93 関連ポイントに追加</p> <p>P. 88 問題 3, 5 に追加          P. 93 ポイント「健康診断実施後の措置」に追加</p> <p>P 505 問 10 A 肢</p>

すべての事業場」で面接指導等を行うこととなった。(平成 20 年 4 月 1 日施行)

### 労働者災害補償保険法

#### 1) 通勤途中の家族介護を通勤災害保護の対象(則 8 条)

労働者が要介護状態にある家族の介護を行うケースについて、通勤災害保護制度の対象とした。

##### ①介護を受ける対象者の範囲

『要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹』を対象とする(育児・介護休業法に基づく介護休業制度の対象家族と同様)。

##### ②介護の内容

労働者が介護を「反復継続して行っていること」を要件とし、労働者本人にとって、逸脱・中断の間を除いて、「日常生活上必要な行為である」こと、「やむを得ない事由により行う最小限度のものであること」が必要である。(通常他の者が行っている家族の介護を、たまたま代わって行うケースは対象とはならない。)

#### 2) 自動変更対象額が「4,080 円」とされた。(平成 19. 7. 13 厚生労告 252 号)

#### 3) 年齢階層別最低・最高限度額の変更が公示された。(平 19. 7. 13 厚労告 254 号)

最低限度額 4,080 円

最高限度額 24,295 円

#### 4) 介護補償給付の額の変更 (労災法 19 条の 2、則 18 条の 3)

介護補償給付の金額は、常時介護については、最高限度額 104,960 円、最低保障額 56,930 円、随時介護については、最高限度額 52,480 円、最低保障額 28,470 円となった。

#### 5) 二次健康診断等給付の見直し

安衛法の定期健康診断等の検査項目の見直しをしたことにより、二次健康診断等給付についても改正した。

##### ①二次健康診断等給付の対象検査項目

血清総コレステロールの検査に代えて、「LDLコレステロール検査」とする。

##### ②BMI の測定を、「腹囲の検査又はBMI の測定」に改める。

##### ③二次健康診断等給付の検査項目

P 105 下のポイントに  
⑤として追加

P 137 ポイントに追加

血清総コレステロールの検査に代えて、「LDLコレステロール検査」とする。

P156 ポイント 参考

## 雇用保険法

### 1) 基本手当の受給資格要件等の改正 (雇用法 13 条、14 条)

#### ① 被保険者資格区分の改正

一般被保険者及び高年齢雇用継続被保険者に係る短時間労働被保険者とそれ以外の被保険者の区分が廃止された。

#### ② 基本手当の受給資格要件の改正(雇用法 13 条)

- ・従来、離職の日以前 1 年間に通算して 6 箇月以上要件を満たす被保険者期間があれば受給資格期間を満たすこととした基本手当の受給要件を、『**離職の日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12 箇月以上**』あれば受給資格を取得できるものとする。
- ・**離職等が倒産等に伴うものである者**として厚生労働省令で定める者又は解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者については、『**離職の日以前 1 年間に通算して 6 箇月以上**』であれば受給資格を取得できるものとする。

#### ③ 被保険者期間の計算方法の変更(雇用法 14 条 1 項)

従来の被保険者期間の計算方法は、1 箇月間に賃金支払基礎日数が 14 日以上あれば 1 箇月として計算していたが、改正により、『1 箇月間に賃金支払基礎日数が 11 日以上』である期間を 1 箇月として計算することとした。

P177

### 2) 特例一時金の改正(雇用法 40 条 1 項、法附則 7 条)

特例一時金の支給額を、基本手当日額「50 日分」を、改正により『**30 日分相当分**』とする。

P183

**当分の間、経過措置として、基本手当日額 40 日分相当分とする。**

### 3) 教育訓練給付制度の見直し (雇用法 60 条の 2、76 条 2 項、10 条の 4 第 2 項)

#### ① 返還命令等の対象を追加した

偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者と連帯して不正受給額の返還又は納付額の納付を命ぜられる対象として、偽りの証明等をした『**指定教育訓練実施者**(厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう)』を加える。

#### ② 報告徴収の対象の追加

<p>報告徴収の対象に<b>指定教育訓練実施者</b>を加える。</p> <p>③支給要件期間の暫定措置 当分の間、教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に限り（教育訓練給付金を初めて受ける者）、教育訓練を開始した日までの間に被保険者として雇用された期間が<b>1年以上</b>あれば、教育訓練給付金の支給を受けることができるものとした（雇用法附則8条）。</p> <p>④教育訓練給付金の額は、教育訓練の受講のために支払った費用の額の20%（上限10万円）。</p> <p>4) <u>育児休業給付制度の拡充</u>（雇用法61条の4第6項）</p> <p>①育児休業基本給付金の支給を受けた期間と基本手当に係る算定基礎期間算定の調整 育児休業基本給付金の支給を受けた期間は、<b>基本手当の所定給付日数に係る算定基礎期間（被保険者として雇用された期間）から除くこととした。</b></p> <p>②育児休業者職場復帰給付金の額の暫定措置（雇用法61条の5、法附則9条） 平成22年3月31日までに育児休業基本給付金の支給に係る育児休業を開始した被保険者の育児休業者職場復帰給付金の額は、育児休業基本給付金の支給日数に休業開始時賃金日額の<b>100分の20</b>に相当する額を乗じて得た額とする。 ※育児休業者職場復帰給付金の額は、<b>法律上は100分の10</b>である。</p> <p>5) <u>特定受給資格者の範囲の改正</u>（雇用法施行規則35条7号）。</p> <p>①1年未満の有期労働契約の締結に際し契約の更新がなされなかった場合（1年以上引き続き同一の事業主に雇用されている場合は除く）についても、<b>被保険者期間が6月以上12月未満</b>あれば特定受給資格者として、基本手当の受給資格が得られることとした。</p> <p>②給付制限の対象とならない<b>正当な理由による自己都合退職者</b>のうち被保険者期間が<b>6箇月以上12箇月未満</b>である者も、特定受給資格者として、基本手当の受給資格を得ることが可能となるよう取り扱われることとなった（雇用則附則第3条）。</p> <p>6) <u>雇用継続給付の添付書類の省略</u>（雇用則101条の8） 事業主が、被保険者に代わって、雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付）の申請書を提出する</p>	<p>P 183 問 5</p> <p>P 187 ポイント追加</p> <p>P 189 改正 追加</p> <p>P 167 から 169 追加</p>
--	--

場合には、労働組合又は過半数労働者の代表者との合意をしている旨の承諾書を提出することとされていたが、この書類の提出は廃止となった（労使協定の締結は必要、必要書類の提出が不要）。

7) 国庫負担の改正（雇用法 66 条 1 項）

① 高年齢雇用継続給付に係る国庫負担の廃止（雇用法 66 条 1 項）  
高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に要する費用に係る国庫負担が廃止された。

② 国庫負担に関する暫定措置（雇用法附則 10 条）  
失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額については、平成 19 年度以後当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の **100 分の 55** に相当する額とされている。

8) 自動変更対象額等の変更

① 自動変更対象額が変更された。（平 19. 7. 2 厚労告第 234 号）  
最低保障額が引き下げられた。

基本手当日額の算定に当たって

- ・ 100 分の 80 を乗じる賃金日額の範囲となる額は

**2, 070 円以上 4, 080 円未満**

- ・ 100 分の 80 から 100 分の 50 までの率を乗じる賃金日額の範囲となる額は、4, 080 円以上 11, 820 円以下（ただし、60 歳以上 65 歳未満の者の給付率は 100 分の 80 から 100 分の 45 の場合の賃金日額の範囲となる額は、4, 080 円以上 10, 590 円以下）

② 基本手当日額と賃金日額の下限額と上限額の引き下げを行った。

③ 雇用保険法 19 条 2 項の規定に基づき、失業期間中に内職収入を行った場合の 基本手当の減額の算定に係る控除額(1, 341 円)が引き下げられた（平 19. 7. 2 厚労告第 235 号）。

9) 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（平 19. 7. 2 厚労告第 236 号）。

高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額が、339, 235 円に引き上げられた。

10) 被保険者資格の喪失

従来、**役員への就任に該当**した場合等は、離職とみなして、資格を喪失させたが、改正により、離職とみなさないで資格を喪失させることとした。

11) 雇用安定事業等の改正

①雇用安定事業及び能力開発事業の対象として、**被保険者になろうとする者**も対象とされた（雇用法附則 9 条）。

②雇用福祉事業の廃止（雇用法 64 条）。

③労働移動支援助成金等の改正

労働移動支援助成金、人材確保等支援助成金などが改正された。これらの支給対象について、短時間労働者に係る異なる取扱いを廃止した。

12) 常用就職支度手当の対象者の範囲の改正

季節的に雇用されていた特例受給資格者は、その通年雇用に係る業種の限定が廃止となった（雇用則 82 条の 3 第 2 項 2 号）。

13) 被保険者証の提示（雇用則 6 条）

資格取得届、転勤届、氏名変更届の提出に際し、被保険者は被保険者証を事業主に提示しなければならないこととされた。

P 211 問 3

P 213 問 4

### 徴収法

1) 平成 20 年の一般保険率及び特別加入保険料率についての改正はない。昨年と同率適用される（メリット制が適用された場合を除く。）

事業の種類	保険率	被保険者負担率	事業主負担率	
	平成 20 年度	雇用保険率	雇用保険率	雇用保険二事業率
一般の事業	1,000 分の 15	1,000 分の 6	1,000 分の 6	1,000 分の 3
農林水産 清酒製造業	1,000 分の 17	1,000 分の 7	1,000 分の 7	1,000 分の 3
建設の事業	1,000 分の 18	1,000 分の 7	1,000 分の 7	1,000 分の 4

**健康保険法**

1) 基本的理念の条文の改正 (健保法 2 条)  
後期高齢者医療制度 (高齢者の医療の確保に関する法律) の創設により、法律条文を改正した。平成 20 年 4 月から「老人保健法」の名称を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改めた。  
**75 歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が創設された。**

2) 従来の退職者医療制度を廃止  
被用者保険の退職者は、退職後は地域保険である国民健康保険に加入するため、地域保険の保険者間の医療の不均衡を調整するため「**前期高齢者医療制度**」を創設した。

3) 健康保険法の被保険者の適用除外 (健保法 3 条 1 項 7 号)  
①後期高齢者医療の被保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条の規定による被保険者をいう) 及び同条各号のいずれかに該当する者で同法 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない者 (後期高齢者医療の被保険者等という) を適用除外に加えた。  
後期高齢者医療の被保険者は、**後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の者及び同区域内に住所を有する 65 歳以上 74 歳以下の者**であって、政令で定める程度の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者となる。したがって、後期高齢者医療制度の被保険者となったときは、健

康保険の被保険者及び被扶養者、日雇特例被保険者及び被扶養者とならない。

②任意継続被保険者の資格喪失（健保法 38 条）

任意継続被保険者は、後期高齢者医療の被保険者となったときは**その日**に資格を喪失する。

③特例退職被保険者の資格喪失（健保法附則 3 条 6 項）

特例退職被保険者は、後期高齢者医療の被保険者となったときは**その日**に資格を喪失する。

4) 療養病床に入院する際の食費・居住費を「65 歳以上の者」とした。（健保法 85 条の 2）

平成 18 年 10 月から療養病床に入院する **70 歳以上の者**は食費・居住費の一部を負担しているが、「**65 歳から 69 歳**までの者」も負担することになった。

5) 一部負担金の見直し（健保法、110 条）

高齢受給者の現役並み所得者とその被扶養者の負担割合が 3 割となる。

一般・低所得者の患者負担が 1 割から 2 割となる。

\*義務教育就学前の児童とは、「**6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前**」の児童である。

\*\*平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までは、100 分の 90

※平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までは、100 分の 10

	年齢等	一部負担金	一定以上所得者
被保険者	70 歳未満	100 分の 30	—
	70 歳以上	100 分の 20※	100 分の 30
	支給割合		
被扶養者	義務教育就学以後 70 歳未満	100 分の 70	—
	義務教育就学前*	100 分の 80	—
	70 歳以上	100 分の 80**	100 分の 70

6) 高額療養費（健保法 115 条、平 20 令附則 32 条 2 項・3 項）

70 歳以上の一般所得者に係る高額療養費算定基準額は、**24,600**

P 319 暗記しよう

P 335

P 337 関連

円（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までは、「12,000 円」）に、世帯単位の高額療養費算定基準額は「62,100 円」（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までは、「44,400 円」）となった。

7) 高額介護合算療養費の創設（健保法 115 条の 2）

計算期間（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年間）の末日までにおける被保険者と被扶養者が負担した療養の給付に係る一部負担金の額並びに介護保険法に規定する介護サービス利用者負担額及び介護予防サービス利用者負担額（高額療養費、高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費が支給される場合には、当該支給額を控除した額）の合計額が著しく高額である場合は、高額介護合算療養費を支給することとした。

原則

所得区分	70 歳未満	70 歳～74 歳	75 歳以上（後期高齢者）
上位所得者	126 万円	67 万円	67 万円
一般所得者	67 万円	62 万円 (56 万円*)	56 万円
低所得者	II	34 万円	31 万円
	I		19 万円

\*一部負担金等の軽減特例措置に併せて減額された。

経過措置（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 7 月 31 日）

所得区分	70 歳未満	70 歳～74 歳	75 歳以上（後期高齢者）
上位所得者	168 万円	89 万円	89 万円
一般所得者	89 万円	83 万円 (75 万円*)	75 万円
低所得者	II	45 万円	41 万円
	I		25 万円

\*一部負担金等の軽減特例措置に併せて減額された。

8) 一般保険料率の見直し（健保法 156 条、160 条）

①一般保険料率（すべての被保険者を対象）

\*特定保険料の保険料率は、各年度に保険者が納付すべき前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等の合算額を、被保険者

P 345、347 関連

の標準報酬月額・標準賞与額の総額の見込み額で割って得た額を基準として決定される。

\*基本保険料の保険料率は、一般保険料率から特定保険料の保険料率を控除した率を基準として決定される。

#### 改正ポイント

\*「老人保健拠出金、退職者給付拠出金」は

「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等」に名称変更。

\*政管健保では、主な保険給付の一定割合のほか、「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等」の一定割合が国庫補助の対象となる。

特定健康診査等の実施に要する費用の一部を国庫が補助(法151条、153条、154条、154条の2、155条)

#### ②介護保険料率（健保法160条、平20.2.29社告示3号）

政府管掌健康保険の1,000分の12.3から1,000分の11.3に引き下げられた（40歳以上65歳未満の被保険者を対象）。

日雇特例被保険者に関する保険料額が、引き下げられた。

#### ③組合管掌健康保険の一般保険料率（健保法160条9項）

組合管掌健康保険の一般保険料率は、1,000分の30から1,000分の100の範囲内において決定することとされた。

#### 9) 政府管掌健康保険の平均標準報酬月額（健保法47条、平20.2.29社告示8号）

平成19年9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額は、28万円とされた。

#### 10) 特定健康診査及び特定保健指導（健保法150条1項）

保険者は、高齢者医療確保法による特定健康診査及び特定保健指導を行うこととした。

### 国民年金法

#### 1) 年金額 平成20年度の老齢基礎年金の支給額（国年法27条）

平成19年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率は0.0%

(1.000)、対前年比の名目手取り賃金変動率はマイナス0.4%

(0.996)となった。名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定は、68歳到達年度前においても、物価変動率を基準として、改定することが法律で定められている。そのため、改定率・再評価率は改定されず、平成20年度の年金額等は、平成19年度と同額となった。

P 376～379

年金額		法文上の額	物価スライド 特例措置
老齢基礎年金		780,900 円×改定率 =778,600 円	804,200 円×0.985 =792,100 円
振替加算の 基準額		224,700 円×改定率 =224,000 円	231,40 円×0.985= 227,900 円
障害基礎 年金	1 級	2 級×1.25 (973,300 円)	2 級×1.25 (990,100 円)
障害基礎 年金	2 級	※780,900 円×改定 率=778,600 円	804,20 円×0.985= 792,100 円
子の加算	1、2 人目	※224,700 円×改定 率=224,000 円	231,40 円×0.985= 227,900 円
	3人目	74,900 円×改定率 =74,700 円	77,100 円×0.985 =75,900 円
遺族基礎 年金		780,900 円×改定率 =778,600 円	804,20 円×0.985= 792,100 円
遺族基礎 年金の子 の加算額	1、2 人目	※224,700 円×改定 率=224,000 円	231,400 円×0.985 =227,900 円
	3人目	74,900 円×改定率= 74,700 円	77,100 円×0.985= 75,900 円

2) 任意加入被保険者の口座振替 (国年令1条の2)

任意加入被保険者及び特例の任意加入被保険者が、国民年金に任意で加入する場合は、保険料の口座振替の納付を希望する旨又は口座振替納付によらない正当な事由がある旨の申出を、社会保険庁長官にしなければならない。

P 401～403 参考

3) 平成19年度における保険料改定率の改定 (国年法87条3項)

平成20年度における国民年金法87条3項の**保険料改定率は「0.999」**とする。

平成20年度における国民年金の保険料額は、

14,420 円×保険料改定率(0.999) =14,405.58 円 =14,410 円(端

数処理)。平成 20 年度の保険料額は 14,410 円となった  
平成 20 年度の保険料改定率は、  
前年の保険料改定率に名目賃金変動率を乗じて得た率を基準と  
して改定する。

$$0.997 \times 1.003 \times 0.999 = 0.999$$

平成 19 年度の保険料改定率 = 0.997

平成 18 年の物価変動率 = 1.003

平成 16 年の実質賃金変動率 = 0.999

名目賃金  
変動率

P 399 表

4) 脱退一時金の額の改定 (国年法附則 9 条の 3 の 2 第 8 項)

保険料額の引き上げに応じた自動改定により、脱退一時金の額  
を改定した。

対象月数	基準月が平成 20 年度に属する 場合の支給額
6 月以上 12 月未満	43,230 円
12 月以上 18 月未満	86,460 円
18 月以上 24 月未満	129,690 円
24 月以上 30 月未満	172,920 円
30 月以上 36 月未満	216,150 円
36 月以上	259,380 円

5) 被保険者に対する情報の提供 (健保法 14 条の 2)

社会保険庁長官は、国民年金制度に対する国民の理解を増進さ  
せ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めると  
ころにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実  
績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知  
するものとする。

6) 平成 20 年度からの国庫負担 (平 16 法附則 13 条、14 条)

平成 19 年度から特定年度の前年度までについては、『基礎年金  
の給付に要する費用の額の 3 分の 1 に 1,000 分の 32』を負担す  
ることとされた。

7) 国民年金保険料のクレジットカードによる納付 (国年法 92 条  
の 2 の 2)

国民年金の保険料を、指定代理納付者 (クレジットカード) に

よる納付ができることとなった。

- 8) 学生納付特例の事務手続きの関する特例 (国年法 109 条の 2)  
 国、地方公共団体並びに社会保険庁長官の指定を受けた学校法人等 (学生納付特例事務法人) は、その設置する大学等の学生である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る学生納付特例の申請に関する事務を行うことができることとした。

P 433、435

**厚生年金保険**

- 1) 老齢厚生年金の額 (厚年法 43 条の 2)

年金額		法文上の額	物価スライド特例措置
老齢厚生年金の加給年金額	配偶者・第1子・第2子	224,700 円×改定率 =224,000 円	231,400 円×0.985 =227,900 円
	第3子以降	74,900 円×改定率= 74,700 円	77,100 円×0.98= 75,900 円
老齢厚生年金の特別加算額	S 9. 4. 2～ S 18. 4. 1	33,200 円×改定率= 33,100 円	33,600 円 ～ 134,600 円
	S 18. 4. 2 ～	165,800 円×改定率 =165,300 円	168,100 円
特別支給の老齢厚生年金の定額部分の定額単価		1,628 円×改定率	1,676 円
障害厚生年金の配偶者加給年金額		224,700 円×改定率 =224,000 円	231,400 円×0.985 =227,900 円
障害厚生年金の最低保障額		2 級の障害基礎年金額×3/4	603,200 円× 0.985=594,200 円
障害手当金の最低保障額		障害厚生年金の最低保障額 × 2 = 1,168,000 円	
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算		遺族基礎年金額× 3/4	603,200 円 × 0.985=594,200 円

- 2) 通知 (厚年法 29 条)

被用者の厚生年金を被扶養配偶者に分割する第 3 号分割制度に係る標準報酬の改定は、事業主に通知しないこととする。

3) 被保険者に対する情報の提供(厚年法 31 条の 2)

社会保険庁長官は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

P 455 改正 参考

4) 被扶養配偶者である期間についての特例(厚年法 78 条の 14～)

① 第 2 号被保険者が負担した保険料については、その配偶者である第 3 号被保険者(国民年金)も共同して負担したものと考へ、平成 20 年 4 月 1 日以後に離婚した場合には第 3 号分割を行うこととした。

②厚生年金保険法 78 条の規定の適用(第 3 号分割)については、平成 20 年 4 月 1 日以前の期間については、特定期間に算入しない(平成 16 年法附則 49 条)。

③記録(厚年法 78 条の 15)

社会保険庁長官は、年金原簿に、被保険者期間であったものとみなされた期間を有する者の氏名、被扶養配偶者みなし被保険者期間、被扶養者配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

5) 厚生年金保険料を厚生年金事業の事務の執行に要する経費の保険料を充てる事ができる。(特別会計法 111 条ほか)

P 241

労務管理その他労働に関する一般常識

労働者派遣法

1) 医業等であっても、地域における医療の確保のため派遣労働者を従事させる必要があると認められる病院等への労働者派遣を認めた(令 2 条 1 項)。

地域における医療の確保に資するため、都道府県が医療法の規定に基づき派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等であつて、厚生労働大臣が定めるもの及びその病院等に係る患者の居宅

2) 日雇派遣労働者に関する改正

日雇派遣労働者に関する規制が強化され、労働者派遣の期間が 1 日であっても、派遣先責任者の選任や派遣先管理台帳の作成・記載が義務付けられた(則 34 条、35 条)。

①派遣先責任者の選任(派遣則 34 条、35 条) 派遣先は、労働者派遣の期間が 1 日を超えないときであっても、派遣責任者を

選任しなければならない。また、派遣先管理台帳の作成及び記載を行わなければならない。

②派遣先管理台帳の記載事項

派遣先管理台帳の記載事項に、従事した事業所の名称及び所在地その他派遣就業をした場所を追加した。

③事業報告書の様式に、日雇派遣労働者の数、日雇派遣労働者の従事した業務に係る派遣料金、日雇派遣労働者の賃金等を追加した。

④日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針

「日雇派遣指針は、労働者派遣法に基づく派遣元指針及び派遣先指針に加え、日雇派遣労働者について労働者派遣を行う派遣元事業主及び派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な事項を定めたものである。

P 255

### パートタイム労働法

1) 労働条件に関する文書の交付（法6条）

事業主に、パートタイム労働者を雇入れたときは、労働条件を明示した文書を交付すること等を義務付けた。違反した事業主には10万円以下の過料に処す（法47条）。

2) 通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者に対する差別的取り扱いの禁止（法8条～11条ほか）

職務内容が通常の労働者と同一のパートタイム労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結している者のうち事業所の慣行等から見て、事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれる者（通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者）については、「短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等について、差別的取扱を禁止する。

3) 均衡の取れた待遇の確保

事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く）にあつては、職務関連の賃金、教育訓練、福利厚生について、

通常の労働者と均衡のある待遇確保を図ることを事業主の努力義務とする。

4) パートタイム労働者の正社員への転換の促進 (法 12 条)

正社員の転換を推進するため、①正社員募集情報の周知、②正社員募集への応募機会の付与、③正社員登用試験制度の導入、などの措置を事業主に義務付けた。

5) 紛争の解決 (法 19 条～22 条)

事業主が短時間労働者 (パートタイム労働者) から苦情の申出を受けたときは、自主的な解決を図ることが努力義務化された。また、紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による助言、指導、勧告が設けられた。

※ 2008 年 4 月 1 日から施行する。

P 239

### 雇用対策法

1) 人口減少下における就業の促進を図ることが、法の目的に追加された。

2) 青少年の雇用機会の拡大等 (法 7 条、9 条)

事業主の努力義務に、青少年の能力を正当に評価するための募集方法の改善等を図ることにより、雇用機会の確保を図ることが加えられ、これに関する指針が策定。

P 239 雇用対策法問 2

○→×

3) 募集採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保 (法 10 条)

従来、事業主の努力義務であった労働者の募集・採用に係る年齢制限の禁止が義務化。

4) 外国人労働者の適正な雇用管理等 (法 28 条)

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(平 19 年厚労省告示 276 号)が定められた(法 9 条)。また、外国人労働者の雇入れ又は離職に際し、氏名、在留資格、在留期間等の外国人雇用状況の届出が義務化された。外国人の雇用管理の改善、離職時の再就職援助が努力義務に加えられた。

### 労働契約法

労働契約法は、法 19 条からなる法律である。近年、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、労働者及

び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、変更されるという合意の原則及び労働契約と就業規則との関係等を定めてある。平成 20 年 3 月 1 日から施行された。

## 第 1 章 総則

### (目 的)

法 1 条 この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。

労働契約の成立、変更など、労働者と使用者が合意の上で行うという民事的効力を明かにする規定等を定めることにより、合理的な労働条件を決定、変更する際に円滑に行われるよう、また労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することが目的である。

### (解 雇)

第 16 条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものと見て、当該懲戒は、無効とする。

### (施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲において政令で定める日（平成 20 年 3 月 1 日）から施行する。

### (労働基準法の一部改正)

第 2 条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 を削る。

第 93 条を次のように改める。

### (労働契約との関係)

第 93 条 労働契約と就業規則との関係については、労働契約法第 12 条の定めるところによる。

※なお、労働契約法については、関連のある部分のみ掲載した。

## 社会保険に関する一般常識

### 国民健康保険法

- 1) 高齢者医療の確保に関する法律による被保険者は、国民健康保険の被保険者としない（法 6 条）。
- 2) 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書に有効期限を定めることができることとした（法 9 条 10 項、11 項）。
- 3) 義務教育就学前の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合を 2 割とした。また 70 歳以上の被保険者（現役並み所得者を除く）については、法律文上の一部負担金の割合が 2 割に引き上げられた（法 42 条）。
- 4) 特定長期入院被保険者の対象年齢が引き上げられた（法 52 条の 2）。
- 5) 高額介護合算療養費制度の創設（法 57 条）
- 6) 国が負担する国民健康保険組合が行う事務の執行に要する費用に「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金等」の納付に関する事務の執行に要する費用を含めることとされた（法 69 条）。
- 7) 国が市町村に対してその一部を負担する費用の対象に、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金が含まれることとされた（法 70 条 1 項）。
- 8) 国が国民健康保険組合に対して補助できる費用の対象に、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金が含まれることとされた（法 73 条）。
- 9) 保険料を充てる国民健康保険事業に要する費用に、前期高齢者支援金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用を含めることとした（法 76 条 1 項）。
- 10) 市町村が行う（法 76 条の 3）保険料の徴収方法は、
  - ①年金保険者が老齢年金給付の受給者からの天引きし保険料を納付する特別徴収
  - ②市町村が地方自治法の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収する普通徴収
- 12) 国及び都道府県は、市町村に対して、特定健康診査及び特定保健指導に要した費用の 3 分の 1 に相当する額をそれぞれ負担することとした（法 82 条 1 項）。
- 12) 市町村が官公署に対し資料の提供等を求めることができる事項として、国民年金の保険料の納付状況が追加された（法 113 条の 2）。

13) 退職被保険者の制度が経過措置を残して廃止（法附則 6 条関係）

14) 保険者の役職員が、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らした場合に罰則が設けられた。（法 120 条の 2）

#### 後期高齢者医療制度

1) 従来の「老人保健制度」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と名称を改めた。

75 歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活実態をふまえ

2) 高齢者医療制度の医療の実施

高年齢者医療制度の被保険者は、

- ①の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所のある 75 歳以上の者
- ②65 歳以上 75 歳未満の一定の障害の状態にある者

\*65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者とは、被用者保険の被保険者が退職後に国民健康保険に加入した者で、一定の障害基礎年金の状態にある者となるが、年金受給者で納付する保険料が少なく、カレイにより病気になる可能性も高くなるため、保険者間の医療費の負担の均衡を図るため調整する医療制度（前期高齢者医療制度）を創設した。なお、退職者医療制度は廃止となり、当分の間、経過措置が設けられている。

\*ポイント 従来の老人保健制度では、医療保険制度の加入者だけが保険給付を受けることができたが、改正により後期高齢者医療の被保険者は、医療保険制度の被保険者（組合員等）、被扶養者から除かれることとなった。

3) 後期高齢者医療広域連合の創設（法 48 条）

都道府県の区域ごとに、市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が創設され、後期高齢者医療の事務（保険料徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く）を行う。

4) 保険給付の種類

- ①療養の給付 ②入院時食事療養費 ③入院時生活療養費 ④保険外併用療養費 ⑤療養費 ⑥訪問看護療養費 ⑦特別療養

費 ⑧移送費 ⑨高額療養費・高額介護合算療養費

\* 特定健康診査等基本指針等（法 18 条）

特定健康診査（糖尿病その他政令で定める生活習慣病に関する健康診査）40 歳以上の加入者に対し特定健康診査を行う（法 20 条）。

特定健康診査等基本指針

5) 保険料

保険料は、後期高齢者医療広域連合の全域のわたって均一の保険料率であるなど、政令で定める基準にしたがって、後期高齢者医療広域連合の条例で定められる。保険料の徴収は、市町村が行う。また、特別な理由がある人に対して、条例により保険料の減免、徴収猶予などができる（高医法 104 条、111 条）。

市町村が徴収する保険料は、特別徴収（老齢等年金給付の支払いをする年金保険者に保険料を徴収させ、納入させる方法）、普通徴収（口座振替、銀行振込）による（高医法 107 条）。

6) 財政安定化基金の創設

都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化の事業に充てるため、財源安定化基金を設ける。都道府県は、後期高齢者医療広域連合から財政安定化基金拠出金を徴収する（116 条、118 条）。

7) 財源

後期高齢者医療の財源は、一部負担金を除いた全体の 1 割を被保険者の保険料で、4 割を現役世代の支援（後期高齢者支援金）で、5 割を公費（国、都道府県、市町村で 4：1：1）で賄う。今後、世代間の負担の公平化を図るため、現役世代の人数の変化に応じて、被保険者の保険料と現役世代に支援の負担割合を変えていく仕組みになっている。

8) 医療費適性計画の策定

生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適性のため、国が示す基本方針に即し、国及び都道府県が計画（計画期間 5 年）を策定

9) 保険者に対する一定の健診等の義務付け

医療保険者に対し、40 歳以上の被保険者等を対象とする糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導の実施を義務付けた。

### 社会保険労務士法

- 1) 特定社会保険労務士は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 22 条 1 項に規定する調停の手續について、紛争の当事者を代理することができることとされた (法 2 条)。
- 2) 労働社会保険緒法令に「高齢者の医療に関する法律」が対象とされた (法別表 1)。

### 児童手当法

児童育成事業に要する費用に充てるため一般事業主から徴収する平成 20 年度の徴収金は 1,000 分の 1.3 で、平成 19 年度と同じ拠出金率となった (平 20.3.31 政令 121 号)。

### 船員保険法

- 1) 健康保険等の改正に伴い改正された部分。
  - ①後期高齢者医療の被保険者等であっても船員の被保険者となるが、職務外の事由による傷病に関する療養の給付等並びに出産手当金。出産育児一時金を受けることはできない (28 条 3 項)。
  - ②後期高齢者医療の被保険者等は、被扶養者・疾病任意継続被保険者となることはできない (1 条 3 項)。
  - ③傷病手当金・葬祭料について、後期高齢者医療による相当の給付との調整規定が設けられた (30 条の 5、50 条の 9)。
  - ④船員保険の保険者である政府は、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金等を納付することとされ、所定の規定が改正された。
  - ⑤高額介護合算療養費の時効は 2 年とされた。
  - ⑥守秘義務違反の罰則が設けられた (67 条)。
- 2) 雇用保険等の改正に伴い改正された部分。
  - ①失業等給付の受給資格は、雇用保険と同様に「離職に日以前 2 年間に被保険者であった期間が通算して 12 月以上」とされた (33 条の 3)。
  - ②高年齢雇用継続給付に係る国庫負担が廃止された。当分の間、国庫が本来負担すべき額の 100 分の 55 相当額とされた (58 条 1 項)。

## 介護保険法

- 1) 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス制度が創設。
- 2) 厚生労働大臣は、基本方針を定めるに当たっては、病床の転換が円滑に行われるよう介護保険施設等の入所定員の増加について適切に配慮することとした。

## その他

### 社会保険制度間の共通項目

後期高齢者医療制度の創設に伴う改正  
医療保険各法における高額介護合算療養費の創設  
厚生年金保険の保険料率の引き上げの改正  
年金時効特例法及び厚生年金給付特例法が施行された。

### 社会保障制度

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律が施行

日仏社会保障協定及び日加社会保障協定が発効された。

### [社会保障協定の発効状況]

相手国 と発効日	二重加入防止の 対象制度	二重加入防止	年金加入期間通 算
ドイツ H.12.2.1	日：年金 独：年金	○	○
イギリス H.13.2.1	日：年金 英：年金	○	×
韓国 H.17.4.1	日：年金 韓：年金	○	×
アメリカ H.17.10.1	日：年金・医療 米：年金・医療	○	○
ベルギー H.19.1.1	日：年金・医療 白；年金・医療・ 労災・雇用	○	○
フランス H.19.6.1	日：年金・医療 仏：年金・医療・ 労災	○	○
カナダ H.20.3.1	日：年金 加（ケベック州 を除く）；年金	○	○

労働経済

【年間総実労働時間】 ( ) 内は 30 人以上

	平成 19 年	平成 18 年
年間総実労働時間	1808 時間 (1850 時間)	1811 時間 (1842 時間)
所定内労働時間	1676 時間 (1690 時間)	1682 時間 (1687 時間)
所定外労働時間	132 時間 (160 時間)	129 時間 (155 時間)

【正誤表】

誤	正
P 11 ポイント 平均賃金の式	分母 算定事由が発生した日以前 3 カ月間に支払われた賃金の総額→総日数
P 51 問 2 [類題] 1 行目から 2 行目	適用されるので→適用されないが
P 59 問 2 1 行目	適用されるので→適用されない
P 123 ポイント上から 7 行目	1, 2→1, 2, 3
P 275 ポイント 上から行目	安全失業者→完全失業者
P 333	問 1 「支給される」の後に「。」
P 341 問 2	1,000 分の 130 の国庫負担→1,000 分の 130 の国庫補助
P 347 図の 4 行上	精度→制度
P 365 被保険者期間の計算	解答 ○→×
P 391	問 2 と問 3 の解答が逆になっている。
P 393 下から 2 行目	増額→減額

<p>P 415 問 4</p> <p>P 427 ポイント 報酬支払基礎日数</p> <p>P 441 厚生年金保険法問 4</p> <p>在職老齢年金の説明を付け加えます。</p>	<p>日本郵政公社を削除</p> <p>20 日未満→17 日未満</p> <p>総報酬月額 28 万円で、年金額 150 万円（基本月額 は 150 万円 ÷ 12 = 125,000 円）である 60 歳代前半の老齢厚生年金を受けている者の在職老齢年金は、基本月額が 28 万円以下であり、総報酬月額が 48 万円以下であるため、P 440 の表の一番上の計算式を使う。</p> <p>支給停止額を出すときには、</p> $(125,000 \text{ 円} + 28 \text{ 万円} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 = 62,500 \text{ 円 (支給停止額)}$ <p>設問では、「支給額は？」と聞いているので基本月額から支給停止額を差し引いた</p> $125,000 \text{ 円 (基本月額)} - 62,500 \text{ 円 (支給停止額)} = 62,500 \text{ 円 (支給額)}$ <p>今回の場合は、偶然、支給停止額と支給額が同じ数字となった。支給額を聞いているのか支給停止額を聞いているのかで、金額が異なるときには基本月額から支給停止額を差し引くことを忘れないように。</p>
--	--